

国立大学法人帯広畜産大学一般事業主行動計画

1. 計画期間等

(1) 計画期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間とする。

(2) 計画の見直し

計画期間中は、必要に応じて行動計画の内容を変更できるものとする。

2. 内容

(1) 妊娠中の職員及び子育てを行う職員の仕事と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ① 女性職員の妊娠中や出産後における支援制度の周知を図り、利用を促進する。
- ② 男性職員の子育てに関する支援制度の周知を図り、利用を促進する。
- ③ 育児休業相談員（現在3名）を増員し、職員がより相談しやすい体制整備を図り、利用を促進する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ① 毎週水曜日、第三金曜日に実施している定時退勤を継続して行う。
- ② 大型連休や夏季休暇の際に、年次有給休暇を併せて取得することを奨励し、計画的に連続した休暇を取得しやすい環境づくりを行う。
- ③ 時間外労働実績及び年次有給休暇の取得実績を毎年調査のうえ、管理職員に注意喚起し、改善を図る。